# 小樽市シニアスマホ教室開催事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

小樽市福祉保険部福祉総合相談室

### 1 委託業務名

小樽市シニアスマホ教室開催事業(以下「委託業務」という。)

#### 2 目的

本実施要領は、委託業務の実施に当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

業者選定を行うに当たっては、価格のみではなく、事業者の専門性、業務遂行能力、 実績等を総合的に勘案し、優れた提案を行った事業者を委託業務の委託候補者として選 定するものとする。

#### 3 委託業務の概要

(1) 業務内容

市内複数箇所でスマホ教室及びスマホ相談室を開催し、スマートフォンの使い方で お困りの高齢者に対してスマートフォンの基本操作や相談対応を行う。

(詳細については別添「小樽市スマホ教室開催事業業務仕様書」のとおり)

(2) 対象者

満60歳以上の小樽市民

(3) 会場

小樽市内の公共施設等のおおむね3か所

(4) 委託期間

契約締結日(令和5年5月1日予定)から令和6年3月31日まで

(5) 契約上限額

836千円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### 4 スケジュール (予定)

公募開始 令和5年4月3日(月)

質問受付期限令和5年4月12日(水)午後5時まで質問への回答令和5年4月14日(金)までに回答企画提案書提出期限令和5年4月19日(水)午後5時まで

ヒアリング審査 令和5年4月25日(火)

選考結果通知 令和5年4月28日(金)まで

#### 5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、公示日から契約日までに、次に掲げる 要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人であること (個人、法人格を有しない団体及び共同企業団体 (JV) で応募 はできない)。
- (3) 小樽市又は小樽市近郊に事務所を有し、スマートフォン教室等を行っている実績があること。
- (4) 次に掲げるものに該当しない者であること。
  - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更正手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正計画認可の決定がされていない者であること。
  - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (5) 応募書類提出期限において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 応募書類提出期限において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- (8) 過去5年度以内(平成30年4月から令和5年3月まで)に、国又は地方公共団体から、本委託業務と同等又は類似した業務を受託した実績があること。

#### 6 質問及び回答

委託業務に係る質問事項がある場合は、必ず受付期間内に次のとおり所定の質問書(様式第4号)を提出してください。なお、電話や窓口訪問による口頭での質問、受付期間を過ぎて提出された質問については一切受け付けません。

(1) 受付期間

令和5年4月3日(月)~令和5年4月12日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書を下記アドレス宛の電子メールに添付し提出してください。

E-mail: fukusi-somu@city.otaru.lg.jp

メールタイトルを「小樽市シニアスマホ教室プロポーザル質問書(法人名)」とし、送信後に確認のため電話連絡をしてください。

(3) 回答方法

提出された質問事項と回答については、令和5年4月14日(金)午後5時まで に質問者へ電子メールで回答するとともに、小樽市ホームページに掲載する。

#### 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ① 参加申込書(様式第1号)
  - ② 応募資格確認書(様式第2号)
  - ③ 各種証明書(発行後3か月以内のものに限る、写し可)
    - ア 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
    - イ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に係る納税証明書
    - ウ 市区町村税に滞納がないことの証明書
  - ④ 企画提案書(様式第3号)
  - (5) 企画提案の詳細(任意様式)

別添「小樽市シニアスマホ教室開催事業業務仕様書」に基づき、以下の項目に準 じて作成すること

- ア 法人の概要及び事業実績
- イ 委託業務に対する基本的な考え方
- ウ業務実施体制
- エ 委託業務と同等又は類似の業務実績の内容
- オ 委託業務の具体的な実施内容
- カ 個人情報の取扱いについての規定
- キ その他提案に必要な事項及びアピール事項
- ⑥ 見積書及び内訳書(消費税及び地方消費税含む)(任意様式) ※ 項目ごとの金額を明示した内訳を記載すること
- (2) 提出期間

令和5年4月3日(月)~令和5年4月19日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。持参の場合は土・日曜日、祝日を除く日の

午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(2)の期間内必着とする。

(4) 提出先

T047-8660

小樽市花園2丁目12番1号(小樽市役所 本館1階) 小樽市福祉保険部福祉総合相談室福祉総務グループ

(5) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

※ 様式第1号~様式第3号は正本のみ押印し、上記以外の書類については正本 と副本を同様の仕様で作成して提出すること(副本は正本の写しとしても可)

#### 8 選定方法

(1) 審査体制及び審査方法

庁内関係部局の職員で組織する選定委員会を設置し、提出書類の審査を行うとともに、必要に応じて提案者へのヒアリングを行い、別紙「評価基準表」の評価項目に基づき企画提案内容の評価点を算出し、その合計点の最も高い事業者を最適提案者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「評価基準表」を参照してください。

(3) ヒアリング審査

選定委員会は、企画提案書等を基に企画提案の内容、履行能力及び意欲等を把握するために、必要に応じてヒアリングを実施する。なお、ヒアリングには本委託業務に従事する予定の者が1名以上必ず出席するものとし、ヒアリングを行う場合の詳細な日時と場所については、企画提案書を提出した事業者に別途個別に通知する。

(4) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「5 参加資格」要件を満たさなくなった場合
- ② 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があったと小樽市が認めた場合
- ⑤ その他選定委員会が不適格と認めた場合
- (5) 審査結果の通知

令和5年4月28日(金)(予定)

審査の結果は、速やかに審査対象の全事業者に対して、書面及び電子メールで通知

する。なお、審査結果に関する問合せや異議申立てについては受け付けません。

#### 9 契約手続等

- (1) 最適提案者に選定された事業者を委託候補者とし、企画・提案内容を踏まえて契約締結の協議を行い、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結後の辞退は原則認めないものとし、受託の辞退により小樽市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

#### 10 その他留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。
- (7) 書類提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしないものとする。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 本企画提案において知り得た情報(周知の情報は除く。)は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、本企画提案への関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄するものとする。

## 11 問合せ・連絡先

小樽市福祉保険部福祉総合相談室福祉総務グループ(市役所本館1階)

担当:小林

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電 話:0134-32-4111 内線 412

FAX: 0134-22-6915

電子メール: fukusi-somu@city. otaru. lg. jp

# 小樽市シニアスマホ教室開催事業 プロポーザル選定評価基準表

| 評価項目             | 評価基準(着眼点)                                       | 配点 (満点) |
|------------------|---|---------|
| 業務への考え方<br>及び理解度 | 業務の目的、条件及び内容を的確に反映した提案内容となっているか。                | 10      |
|                  | 高齢者のデジタルデバイドに対する課題など必要な知識<br>を有しているか。           |         |
| 業務実施体制           | 運営責任者、管理者、スタッフなど必要な人員を十分に確保できる体制にあるか。           | 3 0     |
|                  | 管理者等からスタッフへの指導やフォローアップ体制は<br>十分か。               |         |
|                  | 本市と十分に連絡調整や報告を行うことができる体制にあるか。                   |         |
| 業務実績             | 委託業務と同等又は類似業務の実績を有しており、その実<br>施内容が本業務に有効であるか。   | 1 0     |
| 業務実施内容           | 高齢者が理解しやすいスマホ教室の実施及び配布資料の<br>作成が可能であるか。         | 4 0     |
|                  | スマートフォン関する相談業務が可能な知識を有し、適切<br>な助言や支援を行うことができるか。 |         |
|                  | 参加者や本市の意見を積極的に取り入れ、本事業の有効性<br>をより高める姿勢があるか。     |         |
|                  | 提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなさ<br>れているか。            |         |
| 見積価格             | 価格が提案内容に対して適正な価格になっているか。                        | 1 0     |
| 合 計              |   | 100     |